持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■

3 1 – □□□□□

運輸支局コード　　認証番号

（注1）　受検した認証工場の認証番号を記載してください。※新認証第で始まる認証工場の場合は、認証番号の前に「90」をつけてください。
例　新認証第 1 号の場合　31－901
　　新認証第 12 号の場合　31－9012

（注2）　指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①継続検査

国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

■

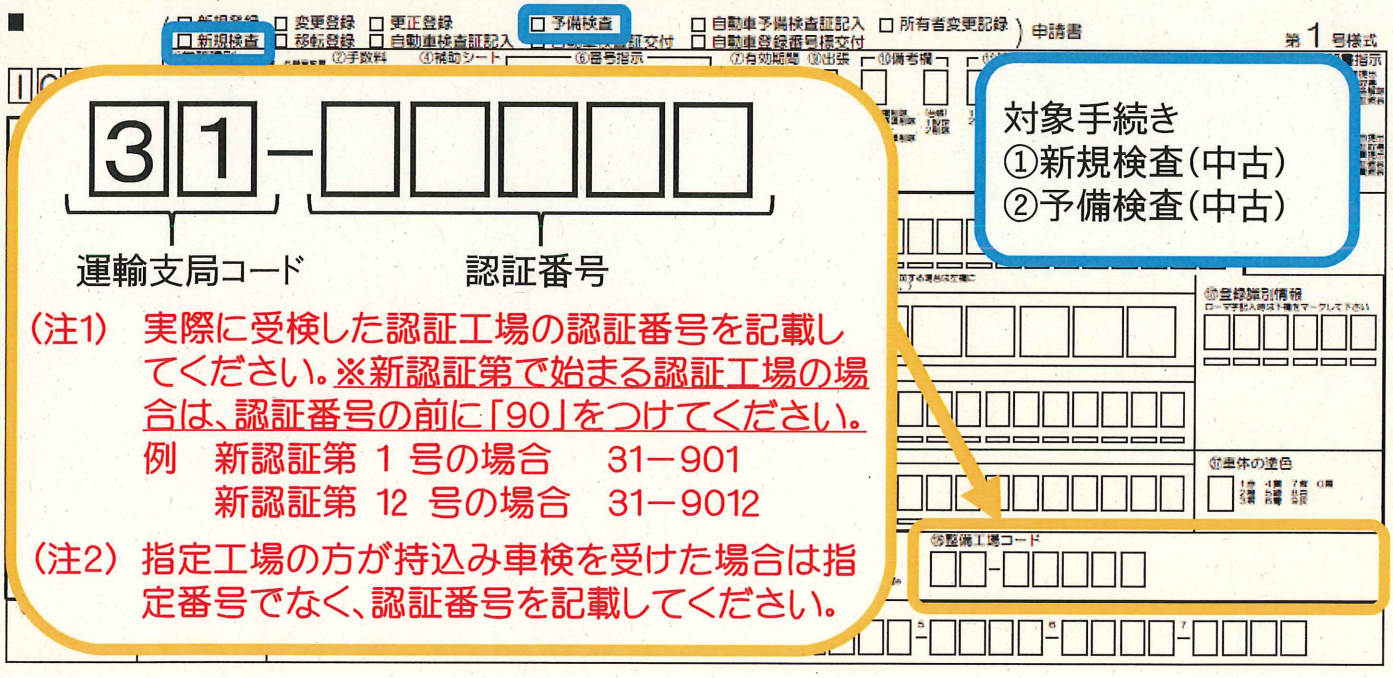

3 1 – □□□□□

運輸支局コード　　認証番号

（注1）　実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。※新認証第で始まる認証工場の場合は、認証番号の前に「90」をつけてください。
例　新認証第 1 号の場合　31－901
　　新認証第 12 号の場合　31－9012

（注2）　指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）

国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。